

令和元年
台風第19号
被災者生活再建支援
ハンドブック

令和2年2月3日発行（第3版）



佐野市

目 次

り災証明書判定：○=該当、△=場合によって該当

	り災証明書判定（住家、事業所等）	り災証明書判定（住家、事業所等）					頁
		全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊 （準半 壊）	一部損壊 （10%未満）	
① り災証明							
1	各種手続きに必要な「り災証明書」の発行	—	—	—	—	—	1
2	り災証明における家屋の再調査	△	△	△	△	△	3
② サービス							
1	被災者向け住宅に入居する（県営住宅）	○	○	○	○	○	4
	被災者向け住宅に入居する（市営住宅）	○	○	○	△	△	5
2	民間賃貸住宅借り上げ制度（みなし応急仮設住宅）による住宅の提供を受ける	○	△	△	—	—	6
3	被災住宅の応急修理を行う	△	○	○	○	—	7
4	無料法律相談を利用する	—	—	—	—	—	8
5	介護保険特定福祉用具を再購入する	—	—	—	—	—	9
6	廃車手続無料相談を利用する	—	—	—	—	—	10
7	消費生活相談を利用する	—	—	—	—	—	11
8	子どものいる家庭の相談支援について	—	—	—	—	—	12
9	障がい児及び障がい者相談支援を利用する	—	—	—	—	—	13
10	人権に関する相談をする	—	—	—	—	—	14
11	女性のためのカウンセリング相談を利用する	—	—	—	—	—	15
12	居住の用に供する住宅の床下消毒について	—	—	—	—	—	16
13	床上浸水した家屋・事業所の消毒薬の配布について	—	—	—	—	—	17
14	ボランティア活動を依頼する	—	—	—	—	—	18
③ 医療・介護・健康							
1	要介護認定申請手続き及び認定有効期間等について	—	—	—	—	—	19
2	健康・栄養・こころの相談について	—	—	—	—	—	20
3	高齢者の介護や認知症について相談する	—	—	—	—	—	21
④ 情報							
1	災害ごみ・土砂を処分する	○	○	○	○	○	22
2	被災家屋等の公費解体または解体費用の償還について	○	○	○	—	—	24
3	重要書類等を紛失した場合	○	○	○	△	△	28
⑤ お金に関する支援							
1	国税・県税の税制上の手続について	—	—	—	—	—	29
2	市・県民税の取扱いについて	△	△	△	—	—	30
3	国民健康保険税の減免について	○	○	○	—	—	31
4	被災者生活再建支援金を受給する	○	○	△	—	—	32
5	家財等の購入（又は修繕）費用の一部補助をうける	△	△	△	—	—	34
6	災害見舞金を受給する	○	○	○	○	○	35

7	障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者負担の免除	○	○	○	—	—	36
8	水道料金・下水道使用料の減額	○	○	○	○	○	37
9	国保・後期高齢者医療費の窓口負担の取扱い	—	—	—	—	—	38
10	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	—	—	39
11	国民年金保険料の免除	△	△	△	—	—	40
12	障害基礎年金の支給停止を解除する	△	△	△	—	—	41
13	児童扶養手当の特例措置を受ける	△	△	△	—	—	42
14	保育所等保育料の免除	○	○	○	—	—	43
15	公立こどもクラブ保育料の免除	○	○	○	—	—	44
16	就労や子どもの就学に必要な資金を借りる	—	—	—	—	—	45
17	教科書・学用品の給与を受ける	—	—	—	—	—	46
18	就学援助を受ける	○	○	○	△	△	47
19	奨学金について相談する	○	○	○	—	—	48
20	介護保険料の減免を受ける	○	○	○	—	—	50
21	介護保険利用料の免除を受ける	△	△	△	—	—	51
22	保険について相談する	—	—	—	—	—	52
23	建築確認申請等手数料の減免	○	○	○	—	—	53
24	開発行為許可等に係る手数料の免除について	○	○	○	○	○	54
25	農業に対する支援について	—	—	—	—	—	55
26	農地及び農業用施設に対する支援について	—	—	—	—	—	56
⑥事業							
1	事業者向け相談窓口	—	—	—	—	—	57
2	台風19号によるセーフティネット保証制度	—	—	—	—	—	59
3	令和元年台風第19号緊急対策資金（栃木県制度融資）	—	—	—	—	—	60
4	災害復旧貸付（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）	—	—	—	—	—	61
5	被災した中小企業者等の再建・復旧に対する支援 設備再建補助・建物復旧補助・借入金返済利子補助	○	○	○	○	○	62
6	被災した中小企業者等の再建・復旧に対する支援（栃木県・中小企業庁） グループ補助金・再建支援補助金・持続化補助金	○	○	○	○	○	65
7	雇用調整助成金（公共職業安定所）	—	—	—	—	—	67

各種手続きに必要な「り災証明書」の発行

住宅等に被害があった場合、所有者または居住者に対して、その被害の証明として交付するものです。なお、証明書を発行する際には添付書類を添えて窓口申請が必要です。

【受付期間】 令和元年10月15日(火曜日)から

【受付場所・時間】 ・市民課(1月6日から市役所1階市民課窓口)

【平日】午前8時30分から午後5時15分まで

【水曜・金曜】午前8時30分から午後7時00分まで

【第4日曜日】午前9時00分から午後1時00分まで

・田沼行政センター・葛生行政センター

【平日】午前8時30分から午後5時15分まで

【水曜】午前8時30分から午後7時00分まで

・赤見、野上、新合、飛駒の各支所

【平日】午前8時30分から午後5時15分まで

【手数料】 無料

【問合せ先】 市民課

◆電話番号：0283-20-3019

田沼行政センター

◆電話番号：0283-61-1124

葛生行政センター

◆電話番号：0283-86-4713

【床上浸水、床下浸水の「り災証明書」について】

床上浸水とは・・・畳や、フローリング等より高く浸水し、1階部分が全体的に浸水した場合

床下浸水とは・・・基礎の内側に浸水した。玄関、勝手口等に水が入った場合

・受付の流れは次のようになります。①受付 → ②現地調査 → ③交付

※受付の際に印刷した写真など被災状況が確認できるものをお持ちください。

※証明書の交付までにお時間をいただきます。

【受付(申請)に必要な添付書類】

- ・り災証明願
- ・申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード・保険証など)
- ・窓口に来る方が代理人の場合は委任状
- ・被害を確認できる書類(被災状況がわかる印刷した写真、修理の見積書・領収書など)

【被災状況がわかる写真撮影方法】

- ・外観の写真(四方からの撮影が望ましい)・浸水深の分かるもの

【床上浸水】床面から浸水した最高位までをメジャーなどであてたまま、高さが分かるように撮ったものなど

【床下浸水】基礎の浸水した部分など床下浸水したことが分かるもの

- ・浸水した各部屋と浸水していない各部屋の状態の分かるもの
(浸水した部屋が分かるようにするためのもの)

※可能な限り日付の入っているものをお願いします。

◆ 郵送による受付(申請) ※郵送でも申請を行うことができます。

必要事項をり災証明願に記入し、添付書類をお送りください。なお、申請者の本人確認ができる書類の写しを同封してください。

◆宛先 〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所市民課

り災証明書が必要となる手続き

区分	概要	支援内容
税	税の減免 税の納税猶予 市・県民税の申告	1 市税の減免 2 市税の納税の猶予 3 雑損控除による市・県民税の軽減
生活支援	被災者生活再建支援制度	住宅が全壊、大規模半壊、災害によりやむをえず解体した世帯等に対し、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金 ※住宅の被災状況と世帯員数により支給上限額が異なる
	家財等の購入（又は修繕）費用の一部補助	台風第19号により、家財等（家財・家電及び自動車）が損壊する被害を受けた世帯に対して、購入や修理にかかった費用の一部を補助します。※補助要件があります。
	災害見舞金の受給	台風第19号により被災した世帯へ災害見舞金を支給します。 ※支給要件があります。
	児童扶養手当の特例措置を受ける	災害により住宅等に、その価格の2分の1以上の損害を受けた場合、全部停止または一部停止を解除して、児童扶養手当を全部支給する
住宅	公営住宅の提供	住宅が全壊・半壊・一部損壊された方で、住宅に困窮している方に対する公営住宅の一時的な提供 ※入居期間や入居条件あり
	被災住宅の応急修理	自ら修理する資力のない世帯の住宅に係る応急的な修理 ※日常生活に必要不可欠な部分に限る ※修理限度額・・・1世帯当たり59万5千円
	民間賃貸住宅借上制度（みなし応急仮設住宅）による住宅提供	住宅が全壊（取り壊し前提の大規模半壊を含む）または半壊（解体する場合を含む）で自らの資力では住居が確保できない被災者に対する民間賃貸住宅借上制度による住宅の提供
	建築確認申請等の手数料減免	建築基準法に基づく各種申請手数料の減免
年金	国民年金保険料の免除 障害基礎年金の支給停止の解除	1 国民年金保険料の免除 2 障害基礎年金の支給停止の解除
保育	保育所等保育料の免除	住宅が半壊、床上浸水以上の被害を受けた児童のいる世帯に対する認可保育所等の保育料の免除
障がい福祉	障がい福祉サービス等の利用者負担の免除	障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者負担の免除
後期高齢者医療	保険料の減免	後期高齢者医療保険料の減免
上下水道	水道料金・下水道使用料の減額	被災した家屋等の清掃等に使用したために、通常使用水量よりも増加した分の水道料金及び下水道使用料の、清掃等の期間を含む1期分についての減額
教育	就学援助の申請	学校給食費、学用品費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代など、支給

台風19号の災害に係る被害認定については、第1次調査（外観目視や浸水深による調査）を行い被害程度（全壊・半壊等）を判定していますが、申し出があった場合は、第2次調査（建物内部への立ち入り調査）および必要に応じて再調査を実施します。

【問合せ先】

資産税課（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3009

被災者向け住宅に入居する

県営住宅

令和元年台風19号で被災された方に、栃木県では県営住宅の無償提供（一時入居）を行っています。

【対象となる方】

台風19号により住戸に被害を受け、り災証明書が交付された方。（現在、り災証明書の手続きをされている方も対象となります。）

【制度の内容】

提供可能戸数 163戸（栃木県内）

使用期間 原則6ヶ月

使用料 無償（共益費、光熱水費及び火災保険料は、自己負担）

【必要書類等】

- ・り災証明書
- ・身分証明書（運転免許証等）、印鑑など

※り災証明書の交付手続きをされている方については、り災証明書の発行後速やかにご提出ください。

【受付開始】

10月16日（水）

【受付窓口】（平日のみ受付）

佐野プラザ（佐野市高砂町2791 加嶋屋ビル1階）

午前8時30分から午後5時15分まで

◆電話番号：0283-85-7871

【問合せ先】（11月は土日祝日も問合せを受け付けます。）

栃木県県土整備部 住宅課

◆電話番号：028-623-2486

市営住宅

令和元年台風19号で被災された方に市営住宅の無償提供（一時避難受入）を行っています。

【対象となる方】

市内在住者で、台風19号により住戸に被害を受け、市が発行するり災証明書において、原則として被害の程度が「半壊」以上とされている方。

【制度の内容】

提供可能戸数 144戸
提供期間 3ヶ月まで（最長6ヶ月まで延長可）
使用料等 無償（光熱水費、共益費等は自己負担）
※電気・水道・ガス等の利用については各自でお手続きください。
※移転費用は各自負担となります。

【必要書類等】

- ・ 申請書
 - ・ 誓約書
 - ・ り災証明書（コピー可、後日提出可）
 - ・ 申請者本人の確認ができるもの（運転免許証、保険証など）、印鑑
- ※申請書・誓約書の用紙は建築住宅課窓口にご用意しています。

【受付開始】

10月17日（木）

※申込みが提供戸数を超えた場合、他自治体の住戸のご紹介となる可能性があります。

【受付場所】

佐野市役所5階建築住宅課住宅政策係

【受付時間】

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

【問合せ先】

建築住宅課 住宅政策係（市役所5階）

◆電話番号：0283-20-3103

【その他】

- ・ 避難する住戸・階数等の指定はできません。
- ・ 4DKの住戸は、4人以上の世帯の申込みを優先します。
- ・ 各部屋には照明器具・ガスコンロ、カーテン、寝具、冷暖房の備付はありませんのでご自身で用意してください。
- ・ 駐車場は1台のみ使用可とします。
- ・ ペット飼育禁止等、入居にあたって必要な注意事項を遵守していただきます。

民間賃貸住宅借り上げ制度（みなし応急仮設住宅） による住宅の提供を受ける

台風19号により住家被害を受けられた方に対して、栃木県が応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を供与します。

【対象となる方】

次の各号いずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 被災時において、令和元年台風19号により災害救助法の適用を受けた、県内21市町に居住していた方
- (2) 次の要件いずれかに該当する方
 - ア 住宅が全壊・全焼又は流出等の被害を受け、現在避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館・公営住宅等を避難所として利用されている方や親族宅等に身を寄せている方
 - イ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
 - ウ 「二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある」、「ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している」、「地すべり等により避難指示を受けている」など、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- (3) みずからの資力をもってしては、住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

【制度の内容】

供与期間	入居時から2年以内（期間の延長や住み替えはできません。）
対象物件	県内の民間賃貸住宅（アパート、貸家等）
費用負担等	栃木県が負担する費用・・・家賃（駐車場1台分含む。）損害保険料、入居時鍵等交換費用、退去修繕負担金、共益費（又は管理費）、仲介手数料 入居者が負担する費用・・・光熱水費、2台目以上の駐車場料金等
契約形態	賃貸借契約は、貸主・県（借主）の二者による定期建物賃貸借契約とし、県は借りた物件を被災された方（入居者）に提供します。

【入居申込】

- (1) 受付開始 11月5日（火）から
- (2) 受付時間 9時から17時まで（土日祝日除く）
- (3) 受付窓口 栃木県災害対策本部 賃貸型応急住宅担当（県住宅課内）
電話：028-623-2488
※入居の決定にあたっては災証明書が必要です。

【問合せ先】

栃木県県土整備部 住宅課

◆電話番号：028-623-2488

被災住宅の応急修理を行う

災害により住宅が半壊もしくは一部損壊（準半壊）又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の屋根、外壁等日常生活に必要な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

【対象となる方】

以下の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- ・ 災害により住宅が半壊もしくは一部損壊（準半壊）又は大規模半壊の被害を受けたこと
※全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。
- ・ 災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）、公営住宅（一時避難を除く）を利用しないこと

【修理範囲】

- ・ 屋根、外壁、床などの基本部分
 - ・ 上下水道の配管・配線
 - ・ トイレなどの日常生活部分
- など、生活に必要な最低限の修理。 ※内装工事や家電製品は対象外

【内容】

修理限度額は1世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）は30万円）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。また、該当する修理は市から業者に依頼し、修理費も市から業者に支払います。

【必要書類】

- ・ 住宅の応急修理申込書
- ・ 修理見積書
- ・ 災害証明書（コピー可）
- ・ 半壊及び一部損壊（準半壊）の場合は申出書
- ・ 被害状況が確認できる写真

【工事完了期間】

原則として災害発生日より4ヶ月以内（国との協議により延長可）

【問合せ先】

建築住宅課 建築係（市役所5階）

◆電話番号：0283-20-3103

① 日本司法支援センター 法テラスによる無料法律相談

日本司法支援センター 法テラスにおいて、生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について、電話による無料の相談や情報提供が行われています。(刑事事件は対象外になります。)ただし、同一問題でのご利用はその他の相談(※)と合わせて3回までとなります。

(※) その他の相談とは、一般法律相談と特定援助対象者法律相談(高齢者や障がい等で認知機能が十分でない方を対象とした相談)を指します。

【対象となる方】 佐野市に災害発生日に自宅や営業所などがあった方(法人を除く)

【開設時間】 9時00分～21時00分(平日) 9時00分～17時00分(土曜日)

【電話番号】 0120-078309(フリーダイヤル)

【問い合わせ先】

日本司法支援センター 法テラス

◆電話番号: 0570-078374

② 佐野市弁護士無料法律相談

会場 月	万葉の里 城山記念館 佐野駅北口 (第2火曜日)	田沼中央公民館 田沼行政センター西側 (第3火曜日)	隣保館 赤坂町 (第4火曜日)	田沼中央公民館 田沼行政センター西側 (第1火曜日)
令和2年2月	13(木)	18	25	4
3月	10	17	24	3
受付	予約制 毎月1日 午前9時～ (閉庁日の場合は次の開庁日に開始)		当日 午後1時～2時	予約制 随時
相談開設時間	午後1時30分～3時30分		午後1時30分 ～3時30分	午後1時30分 ～3時30分
担当	交通生活課 20-3014		隣保館 22-7513	社会福祉協議会 田沼支所 61-1139

介護保険特定福祉用具を再購入する

台風による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入について

【対象となる方】

現在も要介護認定をお持ちの方で、今回の台風により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方

※事前に担当のケアマネージャーに相談いただくか、下記【問合せ先】にご相談ください。

【対象品目】

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分

【必要書類等】

- ・ 申請書
 - ・ 理由書
 - ・ 購入する物のカタログの写し
 - ・ 破損状況が分かる写真等（可能な方）
- ※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

【問合せ先】

介護保険課 介護サービス係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3022

廃車手続無料相談を利用する

栃木県行政書士会では、台風19号による被災車両の所有者等の廃車手続を一定期間、無料で行っています。

【対象手続】

普通自動車「一時抹消登録」「永久抹消登録」
軽自動車「自動車検査証返納届」「解体返納」

【対象者】

台風19号による被災車両の所有者等（栃木県内に住所のある方。ご家族等を含む）
※自動車販売等の業者の方からの依頼は受付できません。

【問合せ先】

栃木県行政書士会

◆電話番号：028-635-1411

消費生活相談員により、災害発生後における点検商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けています。

① 佐野市消費生活センター（市役所5階）

【相談受付時間】

9時00分～16時00分（平日のみ）

【電話番号】

0283-20-3015

② 栃木県消費生活センター

【相談受付時間】

9時00分～17時00分（日曜、祝日及び年末年始を除く）※土曜日は電話相談のみ

【電話番号】

028-625-2227

③ 消費者ホットライン

【電話番号】

（局番なし）188

※国民生活センターでは「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を設置し、フリーダイヤルによる相談受付を実施しておりましたが、12月13日（金）をもって受付を終了いたしました。

【相談事例】

- ・アパートが水浸しになり住めない状態だが、このまま家賃を支払う必要があるか。
- ・市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいるが、信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われたが、信用してよいか。

台風19号により被害を受けられた子ども・保護者の心のケアや家庭の抱える課題の解決に向けて支援をさせていただきます。

【支援内容・相談先】**①子ども・保護者の心のケア****◆教育センター相談員（公認心理師）**

教育センターに御相談ください。※電話番号：0283-20-3108

◆スクールカウンセラー

子どもの在籍する学校に御相談ください。

②家庭の抱える課題解決・生活再建に向けた相談支援**◆スクールソーシャルワーカー**

教育センターに御相談ください。※電話番号：0283-20-3108

【問合せ先】

教育センター（佐野市上羽田町1134番地1）

◆電話番号：0283-20-3108

障がい児及び障がい者相談支援を利用する

心身に障がいのある方は、生活環境の変化やストレスからの影響などにより、健康状態や心身の疲れなど体調をくずしやすくなっています。

心配なことや悩みごとがある場合はご相談ください。

【相談窓口】

佐野市役所 障がい福祉課 (市役所2階)

開設時間：8時30分～17時15分 月～金曜日 電話、面談での相談

電話番号：0283-20-3025

- ・心身に障がいのある方の福祉を担当し、さまざまな困りごとの相談に応じています。

障がい者相談支援センター みどり

開設時間：*8時30分～17時30分 月～金曜日 電話、面談での相談

電話番号：0283-24-5759

とちのみおたすけコール

開設時間：*印の時間以外の緊急の相談

電話番号：080-4073-5799 (24時間対応)

- ・身体や知的に障がいのある方の相談支援を行っています。

相談支援事業所 さの

開設時間：9時～18時 月～金曜日 電話、面談での相談

電話番号：0283-21-6811

- ・精神に障がいのある方の相談支援を行っています。

【問合せ先】

障がい福祉課 障がい福祉係 (市役所2階)

◆電話番号：0283-20-3025

◆FAX番号：0283-24-2708

人権に関する相談をする

日常生活の中で、「これは人権問題ではないだろうか？」と感じたりすることはありませんか？
皆さんからの人権に関する相談をお受けします。相談は無料です。
秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

● 困りごと・人権相談（佐野市）

【会場】

男女共同参画推進センター（パレットプラザさの）
〒327-0398 佐野市田沼町974番地3「田沼行政センター2階」

【受付時間】

毎月第3木曜日（※3月のみ第2木曜日）
午後1時30分～午後4時（受付：午後3時まで）

【問合せ先】

人権・男女共同参画課 人権推進係（田沼庁舎）

◆電話番号：0283-61-1140

● 人権相談（法務局）

【相談内容、概要】

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員
が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分（平日）

【問合せ先】

- ・ みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤル】
電話番号：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル）
- ・ 子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話】
電話番号：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル）
- ・ 女性の人権ホットライン【セクハラ、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話】
電話番号：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル）
- ・ 外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline）
電話番号：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル）
- ・ インターネット人権相談受付窓口
<http://www.jinken.go.jp/>（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）

女性のためのカウンセリング相談を利用する

日々の生活のなかで女性のかかえる様々な悩みについて、女性のカウンセラーがあなたと一緒に考えます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

相談は無料です。お電話での相談も受け付けます。秘密は厳守します。

【会場】

男女共同参画推進センター（パレットプラザさの）

〒327-0398 佐野市田沼町974番地3「田沼行政センター2階」

【受付時間】

毎月第1・第3木曜日（祝日等の場合は、翌週の木曜日）

① 10:00～ ② 11:00～

③ 13:10～（第1木曜日のみ）

※事前に予約をお願いします。

【問合せ先】

人権・男女共同参画課 男女共同参画係（田沼庁舎）

◆電話番号：0283-61-1140

居住の用に供する住宅の床下消毒について

①居住の用に供する住宅（貸家、集合住宅及び店舗併用住宅を含む）の床下消毒作業について
床上、床下浸水された家屋のうち、居住の用に供する住宅の床下に限定して消毒を行います。消毒を希望される方はお申し込みください。

※1家屋につき1回限定

※汚れたままでは効果が薄れますので、消毒作業実施日までに清掃と乾燥をお願いします。

②居住の用に供する住宅の床下部分への消毒を実施された方について

居住の用に供する住宅の床下部分への消毒を実施した方（ご自身で消毒液剤等を購入した方、業者に床下消毒を依頼した方）を対象に、消毒費用のうち1万円を上限として補助を行います。

申請の際には、床下消毒作業に要した費用の明細がわかる領収書や振込を希望する口座の通帳又は口座番号のわかるものを用意してください。

※①と②の併用はできません。

①床下消毒作業

受付開始日：11月9日（土）から

受付時間：【平日】8時30分から17時15分

※消毒作業は11月11日（月）から実施しています。

②床下消毒補助

受付開始日：11月30日（土）から

受付時間：【平日】8時30分から17時15分

◇申請に必要な書類

- ・令和元年度台風第19号に係る床下消毒費用補助金交付申請書
- ・印鑑（シャチハタを除く）
- ・領収書
- ・明細書（床下消毒作業の内容のわかるもの）
- ・振込を希望する口座の通帳（写しでも可）

【申込期限】

令和2年3月31日（火）まで

【申込・問合せ先】

消毒担当

電話番号：0283-86-9511

受付時間：【平日】8時30分～17時15分

受付場所：市役所5階 東側フロア

床上浸水した家屋・事業所の消毒薬の配布について

・感染症拡大のリスクを防ぐため、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒用薬剤を配布しております。

○家庭用

〈配布場所〉佐野市役所5階 環境政策課・田沼行政センター・葛生行政センター

○事業所用（大容量のもの）

〈配布場所〉佐野市役所5階 環境政策課

【問い合わせ先】

環境政策課（市役所5階）

◆電話番号：0283-20-3013

ボランティア活動を依頼する

屋内外の片づけなどボランティアがお手伝いします。

【対象者となる方】台風19号により被災された方

※「ひとり暮らし高齢者世帯」「高齢者夫婦のみの世帯」など、自力で復興活動が困難と思われる世帯の方を優先とさせていただくことがあります。

【活動内容】・居住している家屋内外の片付け（屋内作業を優先させていただきます。）

- ・ボランティアの安全が確保できる軽作業
- ・特殊な技術を伴わない軽作業 など

※ボランティアに怪我の可能性のある危険な活動は、ご要望にお応えできません。

※状況によって、すぐにご要望にお応えできない場合があります。

※天候等により、ボランティア活動を休止する場合がありますので、ご了承ください。

【料 金】無料（ボランティア活動ですので、謝礼等は必要ありません。）

食事等も不要ですが、休憩する場所とトイレ、水道等をお借りします。

【受付期間】令和元年10月15日（火）から

午前8時45分～午後5時（ボランティアの活動時間：午前10時～午後3時）

【依頼方法】お電話か直接お越しの上、お申し込みください。

ボランティア依頼受付専用電話番号：0283-22-8136

FAX番号：0283-22-8199

※聴覚に障がいのある方は、FAXで「お名前」「住所」「FAX番号」「依頼したい内容」をお送りください。後程ご連絡します。

【その他】佐野市災害ボランティアセンターのボランティアは、代表者がビブス（「佐野市社会福祉協議会」と書かれたもの）を着用しています。

【問合せ先】

佐野市社会福祉協議会（総合福祉センター）

〒327-0003 佐野市大橋町3212-27

◆電話番号：0283-22-8136（総務福祉課 地域福祉推進係）

◆FAX番号：0283-22-8199（佐野市社会福祉協議会）

【対象となる方】

要介護認定及び要支援認定の申請を行う方及び災害救助法が適用された区域内に住所を有する被保険者の方

【実施内容】**①要介護認定及び要支援認定申請手続きについて（新規・更新・変更申請が対象）**

被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。

②要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例について（更新のみ対象）

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について、従来の期間に新たに12月間まで合算できることとします。

【問合せ先】

介護保険課 介護認定係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3022

【健康相談】

随時、健康相談を行っています。

◆時間：8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

【栄養相談】

管理栄養士による生活習慣病予防や食生活改善のための栄養相談を行います。

◆日程：毎月2回

※予約が必要です

【こころの健康相談】

眠れない、やる気が出ないなど、うつ病が心配な方とその家族に、医師または心理士による相談を行います。

◆日程：毎月2回

※予約が必要です

※会場は、佐野市保健センターです。

詳細は「広報さの」や佐野市のホームページをご覧ください。

【問合せ先】

健康増進課（佐野市保健センター）

佐野市大橋町2042 電話番号：0283-24-5770

8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

*県でも「こころ」の健康相談を行っております。

安足健康福祉センター健康支援課 電話番号：0284-41-5895

◆時間：8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

こころのダイヤル 電話番号：028-673-8341

◆時間：9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）

栃木県精神保健福祉センター 電話番号：028-673-8785

◆時間：8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

【対象となる方】

おおむね65歳以上の方で、介護や認知症等でお困りの方

【制度の内容】

高齢者の方は、災害に伴う生活環境の変化やストレス等により、持病の悪化、身体機能や認知症機能の低下等、心身の不調を起こしやすくなります。

高齢者の介護や認知症等に関するご相談は、お近くの地域包括支援センターで受け付けております。

【相談受付】：月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

◎高齢者に関すること

地域包括支援センター	連絡先	担当日常生活圏域
さの社協	☎22-8129 大橋町3212番地27 (佐野市総合福祉センター内)	佐野、犬伏
佐野市医師会 ※認知症地域支援推進員	☎20-2011 植上町1677番地 (佐野医師会病院内)	植野、界、吾妻
佐野厚生	☎27-0100 堀米町1728番地 (佐野厚生総合病院内)	堀米、旗川、赤見
佐野市民病院 ※認知症地域支援推進員	☎62-8281 田沼町1832-1 (佐野市民病院内)	田沼、田沼南部、栃本、 田沼北部、戸奈良、 三好、野上、新合、飛駒
くずう	☎84-3111 あくと町3084番地 (葛生あくと保健センター・ 佐野市社会福祉協議会葛生支所内)	葛生、常盤、氷室

◎認知症に関すること

認知症地域支援推進員	連絡先	担当日常生活圏域
佐野市医師会	<u>☎20-2011</u>	佐野市医師会圏域 さの社協圏域 佐野厚生（堀米、旗川圏域）
佐野市民病院	<u>☎62-8281</u>	佐野市民病院圏域 くずう圏域 佐野厚生（赤見圏域）

○災害ごみ（家庭ごみ）の受け入れについて

台風19号の浸水被害による災害ごみは、みかもクリーンセンター（町谷町206-13）で受け入れを行っております。

みかもクリーンセンター事務所で、「災害ごみ搬入届出書」に必要事項（搬入者の氏名・住所・災害ごみの発生場所・ごみの種類）を記入してください。その際に、「リ災証明書」及び運転免許証等本人確認ができるものの提示をお願いします。提示がない場合は、10kgあたり220円の手数料がかかります。

- ・持ち込むごみは、①燃えるごみ、②燃えないごみ、③有害ごみ、④粗大ごみ（家具等）、⑤粗大ごみ（家電等）に分別してお持ちください。

※①～③は袋に入れてください。

※冷蔵庫やたんす等の粗大ごみは中を空にしてください。

- ・「家庭ごみ」に限らせていただきます。事業系（農業含む）ごみは受入できません。
- ・家の解体もしくはリフォームに伴う床材、屋根材、壁材、（石膏ボード・断熱材）などは、受け入れできません。産業廃棄物の処理を行う専門業者にご相談ください。

【期間】 令和元年12月2日（月）から令和2年3月31日（火）

※日曜日、年末年始（12月28日～1月3日）、祝日（2月11日及び3月20日）を除く

【時間】 午前9時～午前11時50分、午後1時～午後4時30分

【必要書類等】 「リ災証明書」及び運転免許証等本人確認ができる物の提示が必要となります。

【その他】 ブロック、金属フェンスは、葛生清掃センターへ搬入してください。

（倒壊した物に限ります。基礎部分は受け入れできません。泥は落としてください。）

※事務所で、「災害ごみ搬入届出書」に必要事項（搬入者の氏名・住所・災害ごみの発生場所・ごみの種類）を記入してください。その際に、「リ災証明書」及び運転免許証等本人確認ができるものの提示をお願いします。提示がない場合は、10kgあたり220円の手数料がかかります。

※受け入れ期間・時間はみかもクリーンセンターと同じです。

【注意事項】

- ・ごみの運搬は、被災者または家族の方が行ってください。
- ・災害ごみは、ごみステーションに出さないでください。
- ・運搬車は、4トン車ショートまで（手おろしとなります。）
- ・一般のごみ（有料）も搬入する場合は、災害ごみとは分けて積込をしてください。
- ・受入条件に合わない場合は、受け入れ出来ません。

【問い合わせ先】

クリーン推進課（みかもクリーンセンター）

◆電話番号：0283-22-2654

○災害によって発生した宅地の土砂を処分する

- ・運べる場合：仮置場への搬入をお願いします。

〈場 所〉 田沼グリーンスポーツセンター（住所 戸室町1592-2）

〈開設時間〉 午前9時～午後4時

※令和2年1月6日（月）の受入から、土砂の搬入車両のナンバー等について確認・記録させていただくことになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・運べない場合：宅地内の運び出しやすいところか、道路脇にまとめてください。順次回収いたします。

※土のう袋に入れずに、積んだままでも可です

【問合せ先】

環境政策課（市役所5階）

◆電話番号：0283-20-3013

● 公費解体制度

被災した家屋等について、被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が公費で解体・撤去を実施します。

※公費解体制度の申請に係る必要書類については、次ページ以降でご確認ください。

● 自費償還制度

市が公費解体に着手する前に所有者等が自ら解体・撤去に着手した場合に、市が定めた限度額の範囲内で費用の償還を実施します。限度額を超えた分の費用については、個人負担となります。

※自費償還制度は、令和2年3月31日（火）までに解体工事業者等と契約を締結した（または契約を締結する）解体・撤去工事が対象となります。

※自費償還制度の申請に係る必要書類については、次ページ以降でご確認ください。

● 対象となるもの

り災証明書において「全壊」又は「半壊（大規模半壊含む）」の判定を受けた被災家屋等の内、次に掲げるもので、被災家屋等の全体を解体・撤去する場合。

<対象となる家屋等>

①個人住宅 ②分譲マンション ③賃貸アパート ④賃貸マンション ⑤事業所

※③～⑤は個人又は中小企業者が所有するものに限る。

※中小企業者の定義は、中小企業基本法第2条の規定（下記の表）に準ずる。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

<対象範囲>

- ・ 建屋部分（地上部分）
- ・ 建物基礎（3階建て以下の戸建て住宅、2階建て以下かつ高さ10m以下の事務所等）

● 対象とならないもの

- ①一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去
 ②空き家 ③倉庫 ④ブロック塀、フェンス、カーポート、門扉等
 ⑤基礎杭、地下室 ⑥浄化槽、便槽 ⑦擁壁 ⑧庭木、庭石

※その他、写真や周囲の状況から見て、災害によるものであるかどうか確認できないものは対象となりません。

● 事前相談窓口及び申請受付窓口の開設について

①事前相談（佐野市役所 1階 佐野市紹介スペース）

日時：令和2年1月15日（水）から令和2年1月31日（金） 9：00～17：15

※土日も開設いたします。

※事前相談にお越しいただいた方には書類をお渡しします。それ以外の方につきましては、窓口にて書類をお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

②申請受付（佐野市役所 1階 佐野市紹介スペース）

日時：令和2年2月4日（火）から令和2年3月31日（火） 9：00～17：15

※原則平日のみの開設となります。

※申請受付は混雑緩和のため予約制とさせていただきます。令和2年1月15

日以降、相談窓口または電話にてご予約いただきますようお願いいたします。

※公費解体の着工は、工事の都合上受付順とはなりませんので、予めご了承ください。

公費解体工事の開始は令和2年4月以降となります。

【問合せ先】

復興推進本部（公費解体担当窓口） ◆電話番号 0283-86-9372

● 公費解体制度の申請に係る必要書類について

※下記以外にも別途書類が必要となる場合がございます。

◆必ずご用意いただく書類

- 申請書（個人・個人事業所…様式1、法人…その2）
- 申請者（家屋所有者）の印鑑登録証明書【原本】
※法人の場合は、商業・法人登記簿謄本【原本】
- 窓口に来られる方の身分証明書【原本】 ※コピーをとってお返しします。
 - ・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類
 - ・写真が付いていない健康保険証等は2種類
- 被災家屋等の「り災証明書」【原本】 ※コピーをとってお返しします。
- 発災日における被災家屋等の居住及び利用状況が確認できるもの
※公共料金領収書等（発災日前後3ヶ月以内のもの）
※ご用意できない場合は、上水道の利用状況確認に同意いただきます。
- 被災家屋等の写真※現像したものやカラー印刷したもの。
 - ・被災家屋等の全景写真
- 被災家屋等の「登記事項（家屋）全部事項証明書」【原本】
※未登記の場合は「家屋所有証明書」【原本】
（資産税課、各行政センター、各支所にて発行可）
※どちらも、令和元年10月12日以降に発行されたもの。
- 建物配置図
- 位置図

◆代理人の方が手続きを行う場合にご用意いただく書類

- 委任状（様式2）
- 委任状（事前立会い用）（様式4）

◆共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類

- 解体撤去同意書（その1）
- 共有者の印鑑登録証明書【原本】 ※共有者全員の分

- ◆所有者が死亡されている場合
 - 【相続人が決定している場合】遺産分割協議書【写し】
 - 【相続の協議が完了していない場合】解体撤去同意書（その1）
 - 相続人の印鑑登録証明書【原本】 ※相続人全員の分
 - 除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等（所有者が死亡していることがわかる書類）
 - 相続人全員分の戸籍謄本【原本】

- ◆抵当権、根抵当権等が設定されている場合にご用意いただく書類
 - 解体撤去同意書（その2） ※関係権利者全員の分
 - 権利関係者の印鑑登録証明書【原本】

- ◆賃貸のアパート・マンションの場合にご用意いただく書類
 - 解体撤去同意書（その2）
 - 借家人の印鑑登録証明書【原本】
 - ※賃借人全員の分
 - ※マンションの場合は、建替決議又は建物取壊し決議の議決書等

● 自費償還制度の申請に係る必要書類について

※下記以外にも別途書類が必要となる場合がございます。

- ◆ 必ずご用意いただく書類
 - 申請書（個人・個人事業所…様式1、法人…その2）
 - 申請者（契約者）の印鑑登録証明書【原本】
 - ※法人の場合は、商業・法人登記簿謄本【原本】
 - 窓口に来られる方の身分証明書【原本】 ※コピーをとってお返しします。
 - ・写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類
 - ・写真が付いていない健康保険証等は2種類
 - 被災家屋等の「り災証明書」【原本】 ※コピーをとってお返しします。
 - 発災日における被災家屋等の居住及び利用状況が確認できるもの
 - ※公共料金領収書等（発災日前後3ヶ月以内のもの）
 - ※ご用意できない場合は、上水道の利用状況確認に同意いただきます。
 - 被災家屋等の写真 ※現像したものやカラー印刷したもの。
 - ・解体前、解体中、解体後の写真
 - 被災家屋等の「登記事項（家屋）全部事項証明書」【原本】
 - ※未登記の場合は、「家屋所有証明書」【原本】
 - （資産税課、各行政センター、各支所にて発行可）
 - ※どちらも、令和元年10月12日以降に発行されたもの。
 - 解体工事業者等との契約書、内訳書、見積書【原本】
 - ※コピーをとってお返しします。
 - 解体・撤去工事代金の領収書【原本】
 - ※コピーをとってお返しします。
 - マニフェストE票【写し】（解体業者から写しを取り寄せてください。）
 - 解体確認書【写し】（解体業者から提出される解体を確認した書面）
 - 通帳の写し（申請者名義の振込先口座番号や名義人等の情報がわかるもの）
 - 建物配置図
 - 位置図

- ◆代理人の方が手続きを行う場合にご用意いただく書類
 - 委任状（様式2）

- ◆共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類
 - 自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書（様式3）
 - 共有者の印鑑登録証明書【原本】※共有者全員の分

- ◆所有者が死亡されている場合
 - 【相続人が決定している場合】遺産分割協議書【写し】
 - 【相続の協議が完了していない場合】償還申請に係る同意書（様式3）
 - 相続人の印登録証明書【原本】※相続人全員の分
 - 除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等（所有者が死亡していることがわかる書類）
 - 相続人全員分の戸籍謄本【原本】

下記の重要書類等を紛失した場合には、早期に窓口までご相談ください。

【印鑑登録証、登録印、個人番号カード、通知カードを紛失した場合：問合せ先】

- ・ 市民課 届出証明係（市役所 1階）
- ◆ 電話番号：0283-20-3016
- ・ 田沼行政センター 市民係
- ◆ 電話番号：0283-61-1124
- ・ 葛生行政センター 市民係
- ◆ 電話番号：0283-86-4713

【印鑑登録証等の再交付手数料免除について】

水害等の被害により、下記のカード等が流されて紛失してしまった場合、または土砂によりカードを著しく損傷した場合は、次のとおり再交付手数料を免除します。

■ 免除の対象となるもの

- ・ 印鑑登録証の再登録
- ・ 個人番号カードの再交付
- ・ 通知カードの再交付

■ 免除対象期間

災害発生日から起算して1年を経過する日まで

■ り災証明書またはり災証明書受付票をご提示ください

り災状況を確認させていただきます。

【母子健康手帳等の再発行】

災害により、母子健康手帳や妊産婦健康診査受診票を紛失等された場合は、再発行を受けることができます。

■ 必要書類等

- ・ 印鑑
- ・ 本人確認のための免許証、保険証等

■ 問合せ先

健康増進課（佐野市保健センター）

佐野市大橋町2042 電話番号：0283-24-5770

8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

国税 災害による被災者に係る国税の税制上の措置（手続）について

今回の台風により被害を受けた場合には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

令和元年台風第19号に関するお知らせ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r1/0019010-071/index.htm>

【問合せ先】

佐野税務署

◆電話番号：0283-22-4366

県税 災害による被災者に係る県税の負担軽減措置等について

台風19号により被害を受けられた状況により県税の申告・納付等の期限の延長や減免を受けられる場合がありますので、下記の問合せ先までご相談ください。

災害による被災者に係る県税の負担軽減措置等について

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/kyouhuhigai250904.html>

【問合せ先】

安足県税事務所

◆電話番号：0283-23-1411

【市・県民税の雑損控除について】

災害により、住宅家財などの資産に損害を受けたときは、翌年度の市・県民税の税額を計算する際に一定金額の所得控除「雑損控除」を受けられる場合があります。

雑損控除の適用を受けるためには、「所得税の確定申告」や「市・県民税の申告」が必要です。

1. 対象となる資産の範囲

住宅や家財を含む生活に通常必要な資産

※ 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象となりません。なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

2. 雑損控除額の計算

控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。

① (損失の金額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10)

② (災害関連支出の金額－保険金等により補填された額)－5万円

※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。

【問合せ先】

市民税課市民税係（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3008

このたびの台風19号により一定の被害があった方には、国民健康保険税が一定の条件により減免となりますので、該当する国民健康保険税納税義務者の方は申請してください。

【減免の対象となる国民健康保険税】

令和元年度分のうち第4期(10月末納期分)以降または年金特別徴収10月分以降のものです。

【居住する住宅が床上浸水以上の浸水があった方】

1 減免の割合

床上浸水・半壊・大規模半壊の場合：2分の1を減免

全壊の場合：全額を減免

2 申請方法

減免を受けるには、り災証明書(コピー可)を添付して、減免申請書の提出が必要です。

※ 郵送による提出可

3 申請窓口 (平日) 午前8:30~午後5:15

市役所2F 市民税課 税政係

【被災により事業等の収入が著しく減少した方】

被災により世帯主の事業等の収入が著しく減少したとき、一定の条件により減免となる場合があります。平成30年中及び令和元年中の収入が確認できる書類、保険金等で補てんされる金額を確認できる書類、り災証明書及び印鑑をご用意いただきご来庁ください。

※ 減免の申請をいただいても条件に合致しないと減免とならないこともあります。減免の可否は後日郵送により通知します。

※ 詳しい状況等の追加資料を提出していただくこともあります。

※ 申請窓口 (平日) 午前8:30~午後5:15

市役所2F 市民税課税政係

【問合せ先】

市民税課 税政係 (市役所2階)

◆電話番号：0283-20-3007

台風第19号により、居住する住宅が全壊するなど、著しい被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

※本制度は、県及び被災者生活再建支援法人が事業主体となります。

(請求の受付は佐野市で行います。)

【対象となる方】

①全壊世帯（住宅が全壊した世帯）

※被害区分が「全壊」であるり災証明書が必要です。

②解体世帯（住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯）

※被害区分が「半壊」または「大規模半壊」であるり災証明及び解体確認依頼書等が必要です。

③大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯）

※被害区分が「大規模半壊」であるり災証明書が必要です。

【制度の内容】

対象となる方に支援金が支給されます。

支給額は下記の「基礎支援金」及び「加算支援金」の合計額となります。

- ・ A 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。）
- ・ B 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。）

【申請期限】

- A 基礎支援金 令和2年11月11日まで
- B 加算支援金 令和4年11月11日まで

【必要書類等】

※申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

		全 壊	解 体 (半壊解体、敷地被害解体)	大規模半壊
基礎支援金	り災証明書（原本）	○	○	○
	滅失登記簿謄本（原本） (法務局で発行)	/	○	/
	住民票（原本）	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○

※預金通帳の写し・・・金融機関名「支店名」、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ」の記載がある写しが必要です。

【申請窓口】

受付場所 佐野市役所 2階 社会福祉課

受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時15分

支給額一覧表

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
		1	2		1 + 2
複数世帯 (世帯の構成 員が複数)	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単数世帯 (世帯の構成 員が単数)	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37万5千円	112万5千円
	大規模半壊 世帯	37万5千円	建設・購入	150万円	187万5千円
			補修	75万円	112万5千円
			賃借	37万円	75万円

※大規模半壊世帯がやむを得ず住宅を解体した場合は、全壊と同じ支援内容になります。

【問合せ先】

社会福祉課 (市役所 2階)

◆電話番号 : 0283-20-3020

台風第19号により、家財等（家財・家電及び自動車）が損壊する被害を受けた世帯に対して、購入や修理に要した費用の一部を補助します。

【対象となる方】

①市内の住家等に居住する世帯主（被災時に佐野市の住民基本台帳に登録されている方）

ただし、当該住家に2以上の世帯が居住し生計をともにしている場合には、そのいずれかの世帯主とします。

※家財及び家電の購入（又は修繕）に対する補助金の交付については、居住していた住宅が床上浸水の被害を受けた世帯に限ります。

【制度の内容】

対象	補助額	申請回数
家財・家電の購入（又は修繕）	購入（又は修繕）金額（保険等で補填された金額は差し引きます）の20%で、上限額は1世帯につき10万円	1回限り
自動車の購入（又は修繕）	購入（又は修繕）金額（保険等で補填された金額を差し引きます）の20%で、上限額は1世帯につき20万円（自動車1台につき10万円）※事業用自動車は対象外です。	2回まで

※家財、家電、自動車ともに原則、令和2年2月29日までに購入したものが対象になります。

【必要書類等】

- ・支給申請書（ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます。）
- ・窓口に来た方の身分証明書（運転免許証、保険証等）
- ・印鑑（世帯主、事業者等においては代表者等）
- ・振込口座の通帳（世帯主、事業者等においては代表者等）
- ・購入（又は修繕）に要した費用を証明する書類（領収書等）
- ・り災証明書の原本又はその写し（家財は居住していた住家の床上浸水のり災証明書、自動車は自動車のり災証明書の原本又はその写しが必要です。）
- ・購入等自動車の車検証（自動車に関する申請の場合）

【申請期限】

令和2年3月31日まで

※期限までに申請が間に合わない場合は、個別にご相談ください。

【申請窓口】

受付場所 佐野市役所2階 社会福祉課

受付時間 （平日） 午前8時30分～午後5時15分

【問合せ先】

社会福祉課（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3020

台風第19号により被災した世帯へ災害見舞金を支給します。

【対象となる方】

①市内に居住する被災世帯の世帯主（被災時に佐野市の住民基本台帳に登録されており、被災住宅に居住していた方）

※当該住家に2以上の世帯が居住し生計をともにしている場合には、そのいずれかの世帯主とします。

※生活の本拠でない空き家、物置、車庫等は対象になりません。

②事務所又は事業所が被災した事業主

※納屋、物置等簡易な建物は対象になりません。

【制度の内容】

区分	金額
床上浸水	10万円
床下浸水	1万円

※見舞金の支給額は、被災した棟数にかかわらず、床上浸水の場合は10万円となり、床下浸水の場合は1万円となります。

※見舞金の申請から支給までは1～2か月かかります（書類不備がある場合はそれ以上かかることがあります）。

【必要書類等】

- ・支給申請書（ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます。）
- ・り災証明書の原本又はその写し
 - *り災証明の申請済でまだ交付されていない方は申請時にお申し出ください。
- ・窓口に来た方の身分証明書（運転免許証、保険証等）
- ・印鑑（世帯主、事業者等においては代表者等）
- ・振込口座の通帳（世帯主、事業者等においては代表者等）
 - *振込先を世帯主以外にする場合は世帯主の振込先変更同意書と変更先の通帳が必要です。
- ・事業者の場合は事業を営んでいることがわかる書類（登記事項証明書、税務申告書等）

【申請期限】

令和2年3月31日まで

※期限までに申請が間に合わない場合は、個別にご相談ください。

【申請窓口】

受付場所 佐野市役所2階 社会福祉課

受付時間 （平日） 午前8時30分～午後5時15分

【問合せ先】

社会福祉課（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3020

【対象となる方】

居住する家屋（利用者またはその世帯員が所有する住家に限る。）が床上浸水の損害を受けられた、障がい福祉サービスを利用されている方・障がい児通所支援を利用されている児童の保護者が対象です。

※非課税世帯などの負担上限月額が0円の方、多子軽減措置の適用に伴う利用料が0円の児童の保護者・3歳児から5歳児までの無償化に伴い利用者負担のない方は対象外とします。

【免除の対象】

令和元年10月分から令和2年3月分までの障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用料を免除します。

【申請方法】

所定の利用者負担額減免申請書に、り災証明書（写しでも可）を添付し、障がい福祉課へ申請してください。

【問合せ先】

障がい福祉課 障がい福祉係（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3025

◆FAX番号：0283-24-2708

台風19号で被災した方を対象に、水道料金・下水道使用料（農集合む）を減額します。

【対象となる方】

- ・佐野市の水道・下水道の使用者で、令和元年10月の台風19号で家屋等が被災した方（り災証明書（住宅・店舗・工場・物置、動産（賃貸住宅にお住まいの方））の交付を受けた方）

【対象となる水道料金等】

- ・被災した家屋等（住宅・店舗・工場・物置）の清掃等に使用したために、通常使用水量（前年同期又は前3期の平均水量）よりも増加した分の水道料金及び下水道使用料を、清掃等の期間を含む1期分（2か月）について減額します。

検 針	対象となる使用月分
奇数月	令和元年9月上旬から11月上旬のご使用分と11月上旬から1月上旬のご使用分を比較して多い方の水量
偶数月	令和元年10月上旬から12月上旬のご使用分の水量

（ご注意）

- ・賃貸住宅にお住まいの方で、り災証明書（動産）の交付を受けた方はご相談ください。
- ・基本料金以内の方は対象となりません。
- ・下水道使用者で井戸水ご利用の方は、対象とならない場合があります。
- ・手続きの都合上、原則次回の料金等から減額しますが、還付する場合があります。

【申請の方法】

- ・減額を希望する方は、次のとおり申請してください。

○申請場所：佐野市水道お客さまセンター（佐野市水道局内）

〒327-0003 佐野市大橋町1165番地（郵送可）

○必要書類

- ◆水道料金等減額申請書（水道お客さまセンター窓口、市役所の総合案内、交通生活課及び各行政センター窓口にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。）
- ◆り災証明書（写し）（住宅・店舗・工場・物置、動産（賃貸住宅にお住まいの方））
※ご来庁の場合は、対象の水道を特定できるもの（納入通知書、領収書、検針票のうち1つ）もお持ちください。

【申請期間】

- ・令和元年11月11日（月）から令和2年2月13日（木）まで（日曜日、祝祭日、12月28日から1月5日は除く）
- ・窓口の受付時間は9時から17時まで

【問合せ先】

- ・佐野市水道お客さまセンター ◆電話番号：0283-22-1696
- ・佐野市下水道課監理係（植下町3300） ◆電話番号：0283-23-1120

1 国保・後期高齢者医療費の窓口負担の猶予

佐野市の国民健康保険又は栃木県の後期高齢者医療に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨を申告して頂くことで、医療保険の窓口負担について支払が不要となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ り災証明書をお持ちの方は、医療機関の窓口へお持ちください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【実施期限】

令和2年3月末まで

【留意事項】

(1) この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関の窓口でご申告いただいた内容について、後日、確認させていただく場合もありますので、領収書、り災証明書等の書類の保管をお願いします。

(2) 上記の医療保険の加入者であれば、市外の医療機関等を受診された場合にも、支払を求められることはありません。

※ 上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合がありますので、詳細は各組合にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診できます。

2 一部負担金の還付

佐野市の国民健康保険又は栃木県の後期高齢者医療に加入している場合、上記の①～⑤のいずれかに該当する方で、医療機関等の窓口において、一部負担金を支払った場合、被保険者は市（後期高齢者医療の場合は市を通じて栃木県後期高齢者医療広域連合）に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

【申請方法】

還付を受けるには、領収書（コピー可）とり災証明書（コピー可）を添付して、療養費支給申請書の提出が必要です。

※ 郵送による提出可

【問合せ先】

医療保険課 国保係 （市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3024

いきいき高齢課 長寿医療係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3021

災害により支払が困難になった後期高齢者医療保険料について、一定の条件により減免となります。

【居住する住宅が床上浸水以上の浸水があった方】

1 減免の割合

床上浸水・半壊・大規模半壊の場合：2分の1を減免

全壊の場合：全額を減免

2 申請方法

減免を受けるには、り災証明書（コピー可）を添付して、減免申請書の提出が必要です。

※ 郵送による提出可

【事業等の収入が著しく減少した方】

被災により世帯主の事業等の収入が著しく減少したとき、一定の条件により減免となる場合がありますが、減免申請書とり災証明書の他に提出していただく書類がありますので、ご相談ください。

※ 減免の対象となる保険料は令和元年度分のうち第4期（10月納期分）以降のものです。

※ 申請内容によっては、詳しい状況の添付資料を提出していただくこともあります。

【問合せ先】

いきいき高齢課 長寿医療係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3021

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）のうち、住宅、家財、またはその他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた方

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除します。

【必要書類等】

- ・ 印鑑
- ・ ご本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・ 被災状況届（窓口にあります）
- ・ リ災証明書（コピー可）

【問い合わせ先】

市民課 年金係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3019

栃木年金事務所 国民年金課

◆電話番号：0282-22-4131（ナビダイヤル）

【対象となる方】

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている方のうち、住宅、家財、またはその他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた方

- ・ 20歳前に初診がある傷病の障害基礎年金の受給権者
(年金証書等に記載されている年金コードが2650または6350の方)
- ・ 特別障害給付金の受給資格者

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除します

【制度の内容】

支給停止の解除

- ・ ご本人からの申請に基づき損害を受けた月から令和2年7月までの年金を受け取れます。

【必要書類等】

- ・ 年金証書
- ・ 印鑑
- ・ ご本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・ 被災状況届（窓口にあります）
- ・ リ災証明書（コピー可）

【問い合わせ先】

市民課 年金係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3019

栃木年金事務所 お客様相談室

◆電話番号：0282-22-4131（ナビダイヤル）

災害により住宅等にその価格の2分の1以上である損害を受けた場合、全部停止または一部停止を解除して全部支給となるよう申請することができます。

ただし、本年中の所得が一定以上の額であった場合は全部停止または一部停止の解除によって支給した額を、後日返還することが必要となります。

【対象となる方】

現在、児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている方が対象です。

【申請方法】

・児童扶養手当被災状況届（こども課窓口にて配布）に市が発行するり災証明書（写しでも可）を添付して、こども課窓口までお持ちください。

※不明な点は、こども課へご相談ください。

【問合せ先】

こども課 こども支援係（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3023

り災により多額の支出が見込まれる家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所等保育料の免除を行います。

【対象となる方】

居住する家屋が半壊、床上浸水以上の損害を受けられた、保育所等を利用されている0歳児から2歳児の児童の保護者が対象です。

※ 3歳児から5歳児と住民税非課税世帯の0歳児から2歳児は、令和元年10月から保育料無償化となっているため対象外とします。

※ 対象施設の保育所等とは、公立及び民間保育所、認定こども園、小規模保育事業をいいます。

【免除の対象となる保育料】

○令和元年10月分から令和2年3月分までの保育料の全額を免除します。

※ 延長保育料、給食費、教材費等については、免除の対象外となります。

○免除の対象になった方で、すでに10月以降分の保育料を納付済みの方については、還付を行います。

※ 公立及び民間保育所は、市から還付いたします。

認定こども園及び小規模保育事業は、園を通じて還付いたします。

【申請方法】

保育料免除申請書に市が発行するり災証明書（写しでも可）を添付して、保育課窓口又は園を通じて申請してください。

※ 申請期限は、令和2年3月31日（火）までとなります。

※ 不明な点は、保育課へご相談ください。

【問合せ先】

保育課 保育係（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3038

り災により多額の支出が見込まれる家庭の経済的負担の軽減を図るため、こどもクラブ保育料の免除を行います。

【対象となる方】

居住する家屋が半壊、床上浸水以上の損害を受けている、公立こどもクラブを利用されている児童の保護者が対象です。

【免除の対象となる保育料】

○令和元年10月分から令和2年3月分までの保育料の全額を免除します。

○免除の対象となった方で、すでに10月以降分の保育料を納付済みの方については、還付を行います。

※ただし、おやつ代・教材費については免除の対象外となります。

【申請方法】

・こどもクラブ保育料減免申請書（こども課窓口もしくは利用されているこどもクラブにて配布）に市が発行するり災証明書（写しでも可）を添付して、こども課窓口までお持ちください。

※申請期限は、令和2年3月31日（火）までとなります。

※不明な点は、こども課へご相談ください。

【問合せ先】

こども課 こども育成係（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3023

【対象となる方】

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにその児童、寡婦、父母のいない児童

【制度の内容】

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方などを対象に、各種資金を無利子または低利子で融資することで、経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、その母子家庭等の福祉の向上を図るために実施しています。修学や技能習得のため必要な学費などを貸し付け、一定期間内で返済する制度です。

【手続き】

1. 家庭児童相談室で事前に相談を受け、具体的な借り受け内容を決定し、申請書を受け取ります。
2. 申請書を作成し、同室に提出します（戸籍謄本など添付書類が必要です）。
3. 県の審査会で審査が行われ、貸し付けが決定されます。その後、借用書が申請者に送付されます。
4. 借用書や印鑑証明書を提出後、貸付金の振り込みとなります。

※申請書が提出される前に費用を支払った場合は、貸し付けの対象となりませんので、お早めにご相談ください。

※修学資金と就学支度資金は、事前に申請することができます。

※この母子父子寡婦福祉資金貸付金制度は栃木県が実施主体となっています

【台風19号の被災者に対する貸付金の取扱いについて】

母子父子寡婦福祉資金貸付金をご利用の方が、令和元年台風19号により被災した場合には、以下の制度を利用することができます。

1. 支払い猶予

各種資金の貸付を受けた方で、災害により支払期日までに償還を行うことが困難になった場合は、1年以内の償還金の支払い猶予の申請をすることができます。

2. 寡婦福祉資金生活資金の貸付要件の緩和

子を扶養していない寡婦が生活資金の貸付を受ける場合、通常は、所得制限がありますが、災害により生活の状態が著しく窮迫していると認められるときは、所得制限の適用の対象外となります。

3. 母子父子寡婦福祉資金住宅資金の拡大

住宅に被害を受けた方について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の据置期間を、2年を超えない範囲内において延長することができます。住宅の補修をする場合、通常の補修であれば限度額は150万円ですが、災害により住宅に被害を受け、修復する場合は限度額を200万円以下として住宅資金を借り受けることができます。

【問合せ先】

家庭児童相談室（市役所2階）

◆電話番号：0283-20-3002

災害により喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある場合、教科書、正規の教材、文房具、通学用品及びその他の学用品を現物で給与します。

【対象となる方】

住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を使用することができなくなった児童生徒

【費用の限度額】

- ① 教科書、正規の教材：実費
- ② 文房具、通学用品及びその他の学用品
 - 児童：4,500円以内
 - 生徒：4,800円以内

【給与方法】

学校をとおして、現物を支給いたします。

【問合せ先】

学校教育課 学務係（市役所3階）

◆電話番号：0283-20-3107

災害により経済的に就学が困難な状態となった小学生、中学生の保護者を対象に、学校給食費、学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代などを支給します。

【対象となる方】 次のいずれかに該当する方

- (1) 居住していた住宅が被災したことにより家計が急変した場合
家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水（土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態を含む）したことによるもの
- (2) 被災により主たる生計維持者が離職・休職せざるを得なくなったことにより家計が急変した場合
- (3) 被災により主たる生計維持者が死亡したことにより家計が急変した場合

【必要な書類】

- (1) リ災証明書
- (2) 離職、休職したことのわかる書類

【申請方法】

申請書は、学校教育課及び児童生徒の通う学校に用意してあります。記入の上、学校に提出してください。リ災証明書は、証明書が手元に届き次第、写しを学校に提出してください。

【支給方法】

学校をとおして支給いたします。

【注意事項】

災害のあった日から仮認定を行います。リ災証明書の写しは届き次第提出してください。被害の状況が、リ災証明書等により確認できなかった場合は、認定を取り消す場合もあります。認定期間は、「生活が安定した」と判断できるまでで、期限があります。

【問合せ先】

学校教育課 学務係（市役所3階）

◆電話番号：0283-20-3107

日本学生支援機構が、台風19号により被災した学生の方に係る支援金の支給や、奨学生の緊急採用及び、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている方の返還の返還猶予などを実施しています。

① JASSO支援金

【対象となる方】

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程（日本学生支援機構の奨学金貸与・給付の対象校・対象学科）の学生（生徒）で、居住する住居が半壊以上（床上浸水を含む）の被害を受けた方。

【支給額】

10万円（返還不要）

【申込方法】

在学している学校を通じて申請。

【問合せ先】

独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課 JASSO支援金担当

◆電話番号：03-6743-6011

② 奨学金の貸与（緊急採用）

【対象となる方】

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の学生（生徒）で、災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方。第一種奨学金（無利子）第二種奨学金（利子付き）があります。

【申込方法・問合せ】

在学している学校を通じて申請。在学している学校へご相談下さい。

③ 日本学生支援機構の奨学金の返還についてのご相談

日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方で、被災された方の、返還期限猶予など返還についての相談を受け付けています。

【問合せ先】

日本学生支援機構奨学金返還相談センター

◆電話番号 0570-666-301

栃木県育英会が、台風19号により被災した高校生の方に係る奨学生緊急採用及び、栃木県育英会奨学金の貸与を受けている方の返還の返還猶予などを実施しています。

① 奨学金の貸与（緊急採用）

【対象となる方】

高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部または修業年限2年以上の専修学校高等課程に在学している方で、保護者が栃木県内に住所を有し、災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方。

【申込方法】

在学している学校を通じて申請。在学している学校へご相談下さい。

【問合せ先】

栃木県育英会事務局

◆電話番号：028-623-3459

② 栃木県育英会の奨学金の返還についてのご相談

栃木県育英会から奨学金の貸与を受けている方で、被災された方の、返還期限猶予など返還についての相談を受け付けています。

【問合せ先】

栃木県育英会事務局

◆電話番号：028-623-3459

佐野市では、佐野市の奨学金を返還中の方で、台風19号により被災された方の返還延長申請（半年間返還期間を延長）を受け付けています。

【対象となる方】

佐野市の奨学金を返還中の方で、台風19号により被災された方。滞納がない方。

【申込方法】

佐野市奨学金返還延長申請書（佐野市ホームページからダウンロード可）と、奨学生本人名義で発行されている、り災証明書（コピー可）を佐野市教育総務課へ提出。（郵送可）

【申請期間】

令和2年3月31日（火）まで

【問合せ先】

佐野市教育総務課（市役所3階）

◆電話番号：0283-20-3106

※佐野市ホームページでもご案内しております。

台風第19号により一定の被害があった方には、介護保険料が一定の条件により減免となりますので、該当する介護保険第一号被保険者（65歳以上）の方は申請してください。

【減免の対象となる介護保険料】

令和元年度分のうち第4期（10月末納期分）以降または年金特別徴収10月分以降のものです。

【居住する住宅が床上浸水以上の浸水があった場合】

1 減免の割合

床上浸水・半壊・大規模半壊の場合：2分の1を減免

全壊の場合：全額を減免

2 申請の方法

減免を受けるには、り災証明書（コピー）を添付して、減免申請書の提出が必要です。

※ 郵送により提出いただくこともできます

3 申請窓口：（平日）午前8：30～午後5：15

介護保険課 保険料係（市役所1階）

【被災により事業等の収入が著しく減少した場合】

被災により世帯の主たる生計維持者の事業等の収入が著しく減少したとき、一定の条件により減免となる場合があります。平成30年中及び令和元年中の収入が確認できる書類、保険金等で補てんされる金額を確認できる書類、り災証明書及び印鑑をご用意いただきご相談ください。

※ 詳しい状況等の追加資料を提出していただく場合もあります。

※ 減免の申請をいただいても条件に合致しないと減免とならない場合があります。

減免の可否は、後日郵送により通知します。

申請窓口：（平日）午前8：30～午後5：15

介護保険課 保険料係（市役所1階）

【問い合わせ先】

介護保険課 保険料係（市役所1階）

◆ 電話番号：0283-20-3022

○介護保険利用料（利用者負担額）の免除

【制度の内容】

令和元年10月台風第19号で被災した佐野市介護保険被保険者で、次の①～⑤の要件に該当する旨の申し出をされた方は、次の期間、介護サービスに係る利用者負担額を免除します。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

免除期間：令和2年3月末まで

★詳しくは、介護保険課または担当のケアマネージャー、介護サービス事業所に確認してください。

【問合せ先】

介護保険課 介護サービス係（市役所1階）

◆電話番号：0283-20-3022

【①損害保険の相談】

ご契約の損害保険会社の他に、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」で相談を受けていただけます。

「そんぽADRセンター」は協会のお客様窓口で、専門の相談員が損害保険に関する相談に対応しています。

【問合せ先】

ご契約の損害保険会社

そんぽADRセンター(平日9:15~17:00)(12月30日~1月4日を除く)

◆電話番号：0570-022808

※IP電話からは03-4332-5241へおかけください

【②損害保険契約に関する手掛かりを失った場合の相談】

一般社団法人日本損害保険協会では、損害保険契約の書類など、手掛かりを失ったお客様の契約照会に応じていただけます。

【利用可能な方の範囲】

原則として被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会を受け付けています。

【問合せ先】

自然災害損保契約紹介センター(平日9:15~17:00)(12月30日~1月4日を除く)

◆電話番号：0120-501331

【③生命保険契約に関する手掛かりを失った場合の相談】

一般社団法人生命保険協会では、保険契約の手掛かりを失ったお客様の契約照会に応じていただけます。

【利用可能な方の範囲】

原則として被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会を受け付けています。

【問合せ先】

災害地域生保契約照会センター(平日9:00~17:00)(年末・年始を除く)

◆電話番号：0120-001-731

被災された方が建築物等を建築する際に、確認申請等を佐野市に申請される場合において、建築基準法に基づく各種申請手数料を減免いたします。

【対象となる方】

- ・個人、法人等で全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の「り災証明書」の写しの提出が可能な方。

【対象の範囲】

- ・確認申請、中間検査、完了検査、仮設建築物許可等の建築基準法に基づく申請等。
- ・建築物・工作物・建築設備に関する申請等。

【対象期間】

- ・災害発生日（令和元年10月12日）より2年間。

ただし、確認申請手数料の減免を受けた建築物等にかかる計画変更、中間検査、完了検査等についてはこの限りではありません。

【申請に必要な書類等】

- ・自治体の発行する「り災証明書」の写し1通。
- ・その他市長が必要と認める場合、別途資料等の提出を求めることがあります。

【問合せ先】

建築指導課（市役所5階）

- ◆電話番号：0283-20-3104
- ◆FAX番号：0283-20-3035

被災された方が、住宅の建て替え等を行う際に、都市計画法に基づく開発行為の許可等を申請する場合において、申請手数料を免除します。

【対象となる方】

- ・ 令和元年台風 19 号による建築物被害の「り災証明書」の発行を受けた方で、「開発行為許可等手数料免除申出書」により申出し、免除することが適当と認められる方。

【対象手数料】

- (1) 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査手数料
- (2) 法第 35 条の 2 の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査手数料
- (3) 法第 41 条第 2 項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査手数料
- (4) 法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査手数料
- (5) 法第 43 条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査手数料
- (6) 法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査手数料

【対象期間】

- ・ り災した日（令和元年（2019）年 10 月 12 日）から令和 3（2021）年 10 月 11 日までの 2 年間。

【免除を受けるために必要な書類】

- ・ 開発行為許可等手数料免除申出書
- ・ 自治体が発行する「り災証明書」の写し

【問合せ先】

都市計画課（市役所 5 階）

◆電話番号：0283-20-3100

台風19号で被災された農業者の方で、次の内容を行う方を補助します。

【対象となる内容】

- ・ 農業用機械（購入・修理）
- ・ 農作物等（農薬・肥料・種苗の購入等、取り片付け作業、果実の摘果および選果に係る作業）
- ・ 農業用施設（修繕、再建、撤去作業、施設へ流入した土砂の撤去作業）
- ・ ハウスの補強（農業用ハウスの補強）
- ・ 復旧資金の借り入れ利子に対するの補助

※補助にあたっては、被害率や共済加入状況などの条件があります。

【申請に必要な書類等】

- ・ 見積書、請求書、領収書、作業日報の写し、被害状況調査票、対象個所の写真など

【問合せ先】

農政課（市役所3階）

◆電話番号：0283-20-3043

台風第19号で被災を受けた農地及び農業用施設に対して、市が行う災害復旧工事対応を待たずに、自ら施工を考えている方には、次の支援を行います。

何れの事業も、施工前に事前協議が必要となります。

①令和元年度台風19号により被災を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る
佐野市単独土地改良事業（補助事業）

【申請のできる方】

- ・ 農業者、農業協同組合、土地改良区、水利組合など

【補助金の額】

- ・ 1箇所当たり40万円を限度に交付

【申請に必要な書類】

- ・ 見積書、収支予算書、契約書、領収書、収支決算書、写真など

②令和元年台風第19号により被災を受けた農業施設災害復旧事業に伴う
佐野市原材料支給事業

【申請のできる方】

- ・ 土地改良区、農区・水利組合、市長が認める団体・者

【支給限度額】

- ・ 1箇所当たり、10万円を限度に支給いたします

【申請に必要な書類】

- ・ 位置図、現況写真（被災状況のわかる写真）、完了写真など

【問合せ先】

農政課（市役所3階）

◆電話番号：0283-20-3043

①事業資金や事業継続に関する相談窓口

事業を営む事業者の事業継続支援のため、経営指導員及び中小企業診断士がご相談に対応します。
会員・非会員問わず相談を受け付けます。

【受付時間】

平日（月曜日～金曜日）の午前9時から午後5時 ※事前予約が必要です。

【問合せ先】

佐野商工会議所 経営支援課

◆電話番号：0283-22-5511

②経営計画書等の作成に関する相談窓口

栃木県よろず支援拠点佐野商工会議所センターが書類作成の支援をします。

また、下記の日程で個別相談会を開催します。

【開催日程】

2月4日（火）・6日（木）・7日（金）・13日（木）・14日（金）・15日（土）・
20日（木）・21日（金）・27日（木）・28日（金）

3月5日（木）・6日（金）・10日（火）・12日（木）・13日（金）・18日（水）・
19日（木）・21日（土）・26日（木）・27日（金）

各午前10時から午後5時

【申込み】

以下の問合せ先に事前予約をお願いします。

【問合せ先】

佐野商工会議所経営支援課

◆電話番号：0283-22-5511

佐野市あそ商工会

◆電話番号：0283-62-3655

③国・県の補助制度に関する相談窓口（栃木県）

グループ補助金や栃木県地域企業再建支援事業費補助金等の補助制度に関する相談に対応します。

■宇都宮受付センター

宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館7階

平日（月曜日～金曜日）の午前9時から午後5時

■県南受付センター

佐野市大和町2687-1 佐野商工会議所1階

月曜日・木曜日の午前9時から午後5時

【申込み】

以下の問合せ先に事前予約をお願いします。

【問合せ先】

栃木県産業労働観光部 経営支援課（中小企業等復興支援チーム）

◆電話番号：028-623-2422

④中小企業等グループ補助金に関する相談窓口（栃木県行政書士会）

グループ補助金についての電話相談に無料に対応します。

相談の後、補助金申請書類の作成をご希望の際には有償でご協力します。

【期間】

令和2年2月28日（金）まで（予定） ※状況により延長する場合があります。

【相談先】

栃木県行政書士会

◆電話番号：028-635-1411

⑤融資や返済に関する相談窓口

被災した中小企業・小規模企業者を対象とした「令和元年台風第19号特別貸付」を取り扱っています。

【受付時間】

平日（月曜日～金曜日）の午前9時～午後5時

【問合せ先】

（株）日本政策金融公庫 佐野支店 国民生活事業

◆電話番号：0283-22-3011

⑥事業主・労働者等からの労働関係相談窓口

被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するための特別相談窓口を開設しています。

お問合せ内容	担当部署
給与・手当の支払い等に関する事 解雇・雇止め等に関する事	栃木労働局労働基準部監督課 及び 栃木労働基準監督署
労災補償給付等に関する事	栃木労働局労働基準部労災補償課 及び 栃木労働基準監督署
労働保険料の納付猶予等に関する事	栃木労働局総務部労働保険徴収室
雇用保険給付に関する事 その他雇用の安定に関する事	佐野公共職業安定所

【問合せ先】

栃木労働局労働基準部 監督課 ◆電話番号 028-634-9115

労災補償課 ◆電話番号 028-634-9118

栃木労働局総務部 労働保険徴収室 ◆電話番号 028-634-9113

栃木労働基準監督署 ◆電話番号 0282-24-7766

佐野公共職業安定所 ◆電話番号 0283-22-6260

【対象となる事業者】

佐野市内において、1年間以上継続して事業を行っており、台風19号の発生に起因して、最近1カ月の売上高等が前年同月と比べ20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少することが見込まれる者。

【制度の内容】

セーフティネット保証制度とは、取引先の再生手続き等の申請や突発的災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証枠とは別枠で保証を行う制度です。

【指定期間】

令和元年10月12日～令和2年2月11日
※状況により延長する場合があります。

【必要書類等】

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（2部）
- (2) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）（1部）
- (3) 認定要件を満たす売上高の減少がわかる資料（計算表・決算書等）の写し（1部）
- (4) 委任状（代理申請を行う場合のみ）（1部）

【留意事項】

- ・セーフティネット保証に係る本認定が信用保証を確約するものではありません。
- ・本認定とは別に各金融機関及び栃木県信用保証協会による金融上の審査がありますので、各金融機関や栃木県信用保証協会との事前のご相談をお勧めします。
- ・書類不備、その他条件により、認定が認められない場合があります。
- ・認定書類の有効期限は、発行日から30日以内です。本認定の有効期間内に金融機関または栃木県信用保証協会に対して、保証付き融資の申し込みを行うことが必要です。

【問合せ先】

産業立市推進課 商工振興係

◆電話番号：0283-20-3040

【対象となる事業者】

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する者で、次のいずれかに該当する者。

（直接被害）台風により直接被害を受けた事業者

（間接被害）台風により最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少する見込みの者

【融資枠】

110億円

【内 容】

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	1.2%以内（保証付き 責任共有制度対象外） 1.4%以内（保証付き 責任共有制度対象）
保証料補給	災害関連保証・セーフティネット保証4号に該当する場合は県が0.2%を負担 一般保証に該当する場合は県が一般保証料率の30%を負担
実施期間	令和2年3月31日まで

※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。
まずは、お取引のある金融機関へご相談ください。

【問合せ先】

栃木県産業労働観光部 経営支援課

◆電話番号：028-623-3181

【対象となる事業者】

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【貸付限度額等】

(株)日本政策金融公庫

○国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）

○中小企業事業

貸付限度額	別枠で1億5千万円以内
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）

(株)商工組合中央金庫

貸付限度額	別枠で1億5千万円以内
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）

※(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫において受付を行います。

(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。

【問合せ先】

(株)日本政策金融公庫 宇都宮支店 国民生活事業 ◆電話番号：028-634-7141
 中小企業事業 ◆電話番号：028-636-7171
 佐野支店 国民生活事業 ◆電話番号：0283-22-3011
 (株)商工組合中央金庫 宇都宮支店 ◆電話番号：028-633-8191
 足利支店 ◆電話番号：0284-21-7131

被災した中小企業者等が事業の再開や復旧のために行う設備や建物等の修繕・更新等の費用の一部を補助します。

① 被災設備等再建支援補助金

【対象となる事業者】 ※農林漁業者を除きます。

中小企業者で以下のいずれにも該当する者

- (1) 災害以前から市内で事業活動を営む者
- (2) 災害後も引き続き市内で事業活動を営む者
- (3) 災害により被害を受けた事業用設備の復旧を令和元年10月13日から令和2年10月12日までの間に行う者
- (4) 市税に滞納がない者

【補助対象】

被災した市内の中小企業者の事業用設備の再建に要する経費

※資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む

※車両については、事業用に供していたものに限る

【補助率・補助金額】

- (1) 補助率 対象経費（消費税を除く）の30%
- (2) 補助金額 下限3万円～上限100万円（千円未満切り捨て）

※保険金等の額は対象経費から控除するものとする

【必要書類】

事業用設備の再建後、補助金交付申請書に次の書類を添えて申請してください。

- (1) 要した経費を証明する書類
- (2) 被災が確認できる書類（り災証明書等）または写真
- (3) 設備等の再建が確認できる写真

【申請期限】

令和2年11月12日まで

【その他】

遡及適用も可能です。ただし、この補助金以外で、国・県・その他の補助金等による支援を受ける者については、補助金の交付対象となりません。

② 被災建物等復旧支援補助金

【対象となる事業者】 ※農林漁業者を除きます。

法人または個人事業主で以下のいずれにも該当するもの

- (1) 災害以前から市内で事業活動を営む者
- (2) 災害後も引き続き市内で事業活動を営む者
- (3) 災害により被害を受けた建物等の復旧を令和元年10月13日から令和2年10月12日までの間に行う者
- (4) 市税に滞納がない者

【補助対象】

台風第19号により被災した市内の事業所(建物)の復旧に要する経費

※対象経費が10万円以上のものに限る

【補助率・補助金額】

建物の損壊状況等により、下表のとおり交付します。

損壊状況・要件	補助割合・補助金額
全壊事業所等に代わる事業所等(市内に限る)の建設または購入	建設または購入に要する経費相当額 上限額 100万円
大規模半壊事業所等の復旧	事業所等の復旧に要する経費相当額 上限額 75万円
半壊相当の事業所等の復旧	事業所等の復旧に要する経費相当額 上限額 50万円
一部損壊事業所等の復旧	事業所等の復旧に要する経費の2分の1の額 上限額 10万円

※保険金等の額は対象経費から控除するものとする

【必要書類】

事業用建物等の復旧後、補助金交付申請書に次の書類を添えて申請してください。

- (1) 要した経費を証明する書類
- (2) 被災が確認できる書類(り災証明書等)または写真
- (3) 建物等の普及が確認できる写真

【申請期限】

令和2年11月12日まで

【その他】

遡及適用も可能です。ただし、この補助金以外で、国・県・その他の補助金等による支援を受ける者については、補助金の交付対象となりません。

③ 復旧事業資金借入金返済利子補助金

【対象となる事業者】 ※農林漁業者を除きます。

制度融資等を活用した事業資金の借入れにより復旧を図る中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者)で以下のいずれにも該当する者

- (1) 災害以前から市内で事業活動を営む者
- (2) 災害後も引き続き市内で事業活動を営む者
- (3) 令和元年10月13日から令和2年10月12日までの間に対象融資を利用した者
- (4) 市税に滞納がない者

【補助対象】

台風第19号による被害からの復旧のために借入れた制度融資等の第24回目までの返済に係る利子相当額

※設備・建物等の直接被害だけでなく、間接被害を含む

【補助率・補助金額】

(1) 補助率 融資に係る利子相当額の100%

(2) 補助金額 上限額80万円

※対象融資の償還を延滞した場合等で、対象融資を実行した日から補助金を交付する日までの間に期限の利益を喪失したときを除く。

【必要書類】

(1) リ災証明証等の写し

(2) 金融機関が発行する返済予定表

(3) 返済実績がわかる資料

【申請期限】

令和2年11月12日まで

【その他】

本補助金以外で、国・県・その他の補助金等による支援を受ける者については、その補助金の交付額を控除した額を本補助金の交付対象とします。

※令和2年度分の補助金については、令和2年度予算が成立後に当該補助金の手続きを行うこととなります。

【問合せ先】

産業立市推進課

◆電話番号：0283-20-3040

①中小企業等グループ補助金

複数の中小企業等がグループを形成して取り組む復興のための施設復旧等を支援します。

【対象となる事業者】

中小企業者・中小企業事業協同組合等

※2者以上の中小企業者等でグループを作ることによって補助金の交付を受けることができます。

※グループは、補助金の交付対象とならない者や県外の企業等も構成員にすることができます。

※グループが共同で行う事業を盛込んだ「復興事業計画」を策定することが必要です。

【支援内容】

中小企業等グループの復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

【補助対象】

施設（登記してあるもの）、設備（資産計上してあるもの）の復旧費用等

※資材・工事費、設備調達や移転設置費、取壊、除去費、整地、排土費等も対象となります。

※原状復旧を原則とします。（修繕可能なものは修繕、入替等の場合は同等品）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合は、新分野需要開拓等と新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「異業種への展開」「従業員確保のための宿舎整備」など）に要する費用も補助対象となります。

※台風第19号以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

【補助率】

(1) 中小企業者・中小企業事業協同組合等 3/4

(2) 中堅企業等 1/2

【上限額】 1事業者あたり15億円

【その他】

佐野市内においては、現在「佐野商工会議所復興支援グループ」及び「佐野市あそ商工会復興支援グループ」の2グループが組織化に向けて参加事業者を募集しています。設立当初に加入できなくても、随時グループに加入することができますので、お気軽にご相談・お問合せください。

【問合せ先】

栃木県産業労働観光部 経営支援課（中小企業等復興支援チーム）

◆電話番号：028-623-2422

佐野商工会議所 経営支援課

◆電話番号：0283-22-5511

佐野市あそ商工会

◆電話番号：0283-62-3655

②栃木県地域企業再建支援事業費補助金

被災した地域経済の持続性の強化を図るため、その実態に応じ、被害を受けた中小企業・小規模事業者等の事業の再開・継続に要する費用の一部を補助します。

【補助対象】

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費
※事業再建・生産性向上に寄与する取組であることが必要です。

【補助率】 2／3

【補助上限額】 2,000万円

※小規模事業者に該当する場合は、補助下限額が200万円になります。小規模事業者以外の中小企業者は補助申請額に下限はありません。

【募集締切】

令和2年2月14日（金） （第1回受付締切）

【問合せ先】

栃木県産業労働観光部 経営支援課（中小企業等復興支援チーム）

◆電話番号：028-623-2422

佐野商工会議所 経営支援課

◆電話番号：0283-22-5511

佐野市あそ商工会

◆電話番号：0283-62-3655

③被災小規模事業者再建事業費補助金（持続化補助金台風19号型）

小規模事業者が事業再建に向けた取組を実施するにあたり、商工会議所・商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った事業再建の取組に要する費用の一部を補助します。

【補助対象】

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備処分費、外注費
※台風第19号以降、交付決定前に実施した事業も遡及適用が認められる場合があります。

【補助率】 2／3

【補助上限額】 200万円

※令和2年2月中に事業が完了する取組対象の公募は終了しました。2月以降完了予定の事業者に対する公募については調整中です。

【問合せ先】

被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」補助金全国事務局

◆電話番号：03-6268-0088

佐野商工会議所 経営支援課

◆電話番号：0283-22-5511

佐野市あそ商工会

◆電話番号：0283-62-3655

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向を行い労働者の雇用（雇用保険被保険者）の維持を図った場合には、休業手当、賃金等の一部が助成されます。

台風19号の影響による場合には、支給要件の緩和、助成率の引上げ、支給限度日数の延長等の特例措置が講じられています。（休業等の初日が、令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用されます。）

【対象者】

休業等を行う事業主（雇用保険適用事業所）

※台風19号に伴う「経済上の理由」とは

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・風評被害により、観光客が減少した
- ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部分の調達が困難で、早期の修復が不可能

【問合せ先】

佐野公共職業安定所

◆電話番号：0283-22-6260